



検や防火意識を高める取り組みを行う予定です。

**火事を発見したら  
まず通報を**

火災の被害を最小限に抑えるためには、迅速な対応が重要です。もし火事を発見した時は直ちに消防署に通報して

ください。携帯電話から「119」番にかけても安平支署や追分出張所に直接つながりません。必ず支署または出張所の番号に電話をするようにお願いします。

胆振東部消防組合消防署  
安平支署 ☎ 2074  
追分出張所 ☎ 2119



林野火災予防PRとは別に、火事が多発する時期に合わせて消防団員による独居世帯訪問と、家屋やその周辺の消防査察活動を実施。

**ごみ焼きは禁止です**

近所で家庭のごみを燃やしている人を見かけたことはありませんか。現在の法律では、農作業や林業の仕事などや特別に認められている場合を除き野焼きは禁止され、違反者には厳しい罰則が課せられます。

農作業の時の火入れについても、役場の許可を受けて消防支署または出張所に届出が必要です。強風時の火入れの制限や防火体制の備えなどにも条件がつけられています。



もし、野焼きの現場を見かけた時は役場に申し出てください。皆さんの協力で快適な住みよい町を目指しましょう。

火入れ許可：農林課 ☎ 2515  
ごみ焼きなどの苦情：住民生活課 ☎ 2940

**注意報等の基準  
(胆振地方)**

◆乾燥注意報

実効湿度※ 65%以下、最小湿度 35%以下が予想される場合に発表されます。

◆強風注意報

平均風速が陸上で12m/秒(室蘭は14m/秒)、海上15m/秒以上が予想される場合に発表されます。

◆火災気象通報

実効湿度65%以下、最小湿度35%以下の場合、もしくは平均風速が陸上で12m/秒(室蘭は14m/秒)以上が予想される場合。平均風速が基準以上でも状況によって通報を行わない場合もあります。

※実効湿度とは、当日のほか数日前からの平均を考慮した湿度のこと。